

福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金  
(地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業)

令和4年4月  
福島県エネルギー課

よくある質問

	質問	回答
A. 応募申請について		
1	【様式第1】交付申請書の申請者(代表者)は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として申請することが可能です。
2	県内市町村が代表者として申請する場合、代表者は誰になりますか。	市の場合は市長、町の場合は町長、村の場合は村長が代表者となります。
3	【様式第1】交付申請書の「本件責任者」と「担当者」は誰にすればよいですか。	「本件責任者」は補助事業の責任者としてください。「担当者」は補助事業に関わる業務を実際に行い、県と連絡を取り合える方としてください。
4	福島県外の民間事業者等は、申請できないのでしょうか。	県内に本社等がない民間事業者等であっても、県内に特定目的会社(SPC)や有限責任事業組合(LLP)を設立し申請できます。 ただし、申請者の要件は他にも定められていますので、交付要綱及び公募要領を確認ください。
B. 申請時の提出書類について		
1	「設備認定通知書」や「系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類」を申請時に提出できない場合、どうすればよいでしょうか。	その場合は、その理由とともに、最新の状況や今後の見込みがわかる書類(議事録等)を提出してください。その内容について審査します。
2	申請書類について、企業パンフレット等業務内容や経理状況の説明書の提出が求められていますが、市町村が申請者の場合は添付が不要ですか。	申請者が市町村の場合は、パンフレット等業務概要は不要です。同じく申請者が市町村の場合は、経理状況の説明書は、代替として事業年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。 応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合(補正予算による場合等)は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。
3	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページに掲載しています。 パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
4	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しで構いません。
5	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
6	「導入する発電設備等の費用を証明する書類」(見積書等)を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。	申請段階では、経費内訳は概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。
7	申請時に相見積の添付は必要ですか。	申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付決定がされた後に発注(契約)を行うこととなりますが、その発注時には3社以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。

8	申請時に提出する電子データ（CD-R または DVD-R に保管）について、ファイル形式の指定はありますか。	指定様式についてはオリジナルの形式のまま、PDF 等への変換をせずに保管してください。 指定様式がないものは、PDF 形式で保管してください。
C. 補助対象事業について		
1	公募要領では、「地元住民や市町村の参画・連携が認められない場合」は補助対象とはしないとしていますが、具体的にはどのような内容が求められるのでしょうか。	本補助金は、市町村や地域住民等が主体となった地域活性化を目的とした再エネ事業を支援するものです。 このため、市町村や地域住民等の再エネ事業への出資又は経営参画、あるいは事業計画や売電収入を活用した地域活性化計画等の策定を協働で行う等が想定されます。
2	公募要領では、「固定価格買取制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部（最低3%以上。ただし、バイオマス発電については、売電収入から燃料代を差し引いた額の最低3%以上。）を継続して地域活性化に活用する事業であること」と定めていますが、基準等がありますか。	地域活性化の内容や金額には様々なものが想定されるため、基準等は定めていません。 市町村や地域住民等の参画・連携を基にした事業であることが要件ですので、地域の合意形成があり、地域貢献となる有効性の高い内容としてください。
3	過去に不採択となりましたが、再度の申請はできますか。	今回申請する事業が、過去の事業と同一である場合は採択しません。 そのため、再度申請をする場合は、修正を加えより良い内容で申請してください。
D. 補助対象経費について		
1	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りです。
2	補助対象外経費に当てはまるものは、どのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 ・既存施設・設備の撤去、移設、廃棄費用（諸経費含む） ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品等 ・不動産の取得費、土地の賃貸料 ・エビデンスが用意できない経費 ・消費税も原則対象外となりますが、詳細は「E. No1」を参照ください。
3	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能でしょうか。	交付決定通知書に記載された採択額が、原則、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、県に相談ください。
4	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいですか。	銀行振込を含む現金払いとしてください。
E. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者  補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税当仕入控除税額が確定し、精算減額

		又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第 10 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告してください。
F. 事業期間について		
1	補助事業の開始日、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書又は注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日（注文書の日付）は、交付決定日以降としてください。 補助事業の完了日は、下記ア及びイが完了した日です。 ア 補助事業者における支出義務額の支出完了 イ 発電設備等の設置工事等の完了
2	複数年での申請は可能ですか。	複数年での申請はできません。
3	何らかの事情で期間内に事業が完了しないことが見込まれる場合は、どのようにすればよいですか。	補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合には、速やかに様式第 3 による遅延報告書を提出し、県の指示を受けて下さい。
G. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。
H. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	契約前の準備行為は可能です。
2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定後に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	業者の選定や発注は、どのように行えばよいですか。	競争入札または複数者（三者以上）による見積り合わせを行ってください。
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合にも三者の見積り合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。
I. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要がある場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分の制限をする財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、県に申請し承諾を受けなければなりません。財産を処分する必要がある場合は、予め県へ相談ください。 なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により定められています。
J. 補助対象設備について		
1	中古品でも補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
2	現在使用している同一の規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	補助対象とはなりません。
3	既存設備の改造費用は対象になりますか。	補助対象とはなりません。
4	消防法などで定める消防設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
5	蓄電池の設置にあたり、所管消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
6	エネルギーマネジメントシステム（EMS 機器）は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。

7	EMS機器の「見える化」のための機器（外部モニターなど）は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
8	営農型の太陽光発電を既に行っていますが、太陽光発電設備の増設は対象となりますか。	補助対象とはなりません。